

12歳～15歳の方の予約・接種を開始します

市では、12歳～15歳の方のワクチン接種について、下記のとおり予約・接種を開始します。
まだ予約をしていない、16歳以上の方や、12歳以上の基礎疾患のある方もお申し込みいただけます。

■ 予約・接種開始日

対象者	予約開始日時	接種開始日
16歳以上の方	実施中	
12歳～15歳の方	9月28日(火)午前8時30分	9月28日(火)



■ 予約方法

インターネット予約 (24時間)

右記QRまたは市のホームページから「ワクチン接種 予約方法」で検索してください。



コールセンターへ電話予約 (8:30～17:15) 土・日曜日、祝日も対応

【予約先】
ワクチン接種ひたちコールセンター
【電話番号】
050-3646-5466

直接予約を受け付ける 医療機関へ予約

直接予約となる医療機関は、市のホームページや、今号の市報と同時に配布している「新型コロナワクチン接種実施医療機関一覧」でご確認ください。

■ 接種場所

医療機関での個別接種（ファイザー社製）

接種を行っている医療機関は、市のホームページ（右記QR）や、今号の市報と同時に配布している「新型コロナワクチン接種実施医療機関一覧」でご確認ください。



【12歳～15歳の方】 【妊娠中の方】 【その他の方】

集団接種（ファイザー社製）

地域の会場や医療機関などで行います。集団接種の日程や会場については、随時、市報や市のホームページでお知らせします。

■ 接種当日の持ち物

- 接種券 本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）
 - 《12歳～15歳の方》、《妊娠中の方》 母子健康手帳
 - 《基礎疾患のある方》 お薬手帳（お持ちの方）または治療状況がわかるもの
*接種時、医師が問診で「予診票」と「お薬手帳（または治療状況がわかるもの）」を見て、治療状況を確認します。診断書などの提出は必要ありません。
- ▶ 予診票…接種当日に、会場でお渡しします。
*医療機関によっては、事前に予診票の記入をお願いしている場合があります。予約の際にご確認ください。予診票は、接種会場や相談窓口（市役所、多賀市民プラザ、保健センター）に置いてあります。

■ 12歳～15歳の皆さんと保護者の方へ

- ▶ 接種を受けられるのは、接種日の時点で満12歳以上の方です。
*令和3年度中に12歳になる方には、誕生日の翌月に接種券を発送します。
- ▶ 接種には、保護者の同意が必要です。接種時は、原則、保護者と一緒にお越しください。
- ▶ 予診票の「被接種者又は保護者自署」記入欄には、保護者の署名をお願いします。

新型コロナウイルス

PCR 検査

9月22日検査分から、自己負担金を引き下げて実施します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するために、全ての市民を対象に、本人希望による検査費用の一部を助成します。

対象 無症状の方で、検査を希望する市民のかた
*回数制限なし。濃厚接触者などで、行政検査の対象者及び既陽性者の陰性確認は除く。

検査方法 だ液によるPCR検査（自宅で採取しただ液（検体）を提出）を行います。詳しくは、予約後に通知します。

提出場所 保健センター *3密を回避するために提出時間を指定します。

自己負担金 2,000円

*提出日当日のお支払いとなります。生活保護を受けている方または世帯の全員が市・県民税非課税の方は無料（予約の際にお申し出ください）。

【10月の検査日・予約締切日】

検査日 (午前9時～正午)	予約締切日 (午後5時まで)	検査日 (午前9時～正午)	予約締切日 (午後5時まで)
10月4日(月)	9月27日(月)	10月18日(月)	10月11日(月)
10月6日(水)	9月29日(水)	10月20日(水)	10月13日(水)
10月11日(月)	10月4日(月)	10月25日(月)	10月18日(月)
10月13日(水)	10月6日(水)	10月27日(水)	10月20日(水)

申し込み 電話で、健康づくり推進課 TEL 21-3300
IP 050-5528-5180 へ

上下水道料金の納付が困難な方の支払いを猶予

一定期間の収入が前年または前々年の同じ時期に比べ約20%以上減った場合
納付期限が令和4年3月31日までの上下水道料金の支払を猶予します

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月から納期限までの一定期間（1か月以上）の収入が、令和元年（平成31年）の同月または令和2年の同月と比較しておおむね20%以上減少し、一時的に支払いが困難である方

対象料金 令和3年10月1日以降、令和4年3月31日までに納期限を迎える上下水道料金

申請期限 料金課にお問い合わせください。 *納期

限を経過した料金は支払猶予の対象外です。

申請方法 収入が、令和元年（平成31年）の同月または令和2年の同月と比較し、減額したことが分かる書類及び本人確認ができるもの（運転免許証など）を持って、料金課で申請してください。

問合せ 料金課 内線581

*詳しくは右記QRをご覧ください。お問い合わせください。



生活困窮者自立支援金の申請期限を延長

申請期限を11月30日まで延長しました。日上市社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸し付けが終了した方または、11月末までに終了する方のうち、下記に該当する方に支援金を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- 世帯の生計を主として維持している
- 求職活動を行っているまたは生活保護申請中
- 収入・資産の要件に該当する

*総合支援資金の再貸付が終了または終了予定の世帯には、9月8日付けて申請書などを郵送しています。

支給額（月額） 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間 3か月間

申し込み 11月30日(火)までに、申請書、本人確認書類、振込口座・収入・預貯金が確認できる書類などを直接か郵送で、社会福祉課へ

*詳しくは、右記QRをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 日上市生活困窮者自立支援金コールセンター
IP 050-5528-5028

